

令和5年度第3回一関市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 会議名 令和5年度第3回一関市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和5年11月16日（木） 午後1時から午後1時28分まで
- 3 開催場所 一関市役所 議員全員協議会室
- 4 出席者
 - (1) 委員 岩本孝彦委員（会長）、千葉賢一委員（会長職務代行委員）、千葉哲夫委員、千葉真美子委員、栃沢恵子委員、小野寺伸公委員、杉内登委員、吉原睦委員、小野寺ヨシ子委員、千田麗子委員、藤島淳委員、小枝指重夫委員
※欠席者 寺崎公二委員、小笠原慈夫委員、三浦友美委員
 - (2) 事務局 佐藤和浩市民環境部長、大瀬裕子総務部次長兼市民税課長、村上勉市民環境部次長兼国保年金課長、三浦興治郎国保年金課国保係長、高橋利奈国保年金課主事
- 5 議題 諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 佐藤市民環境部長（市長代理）挨拶
大きく2点について話をする。

まず初めに、保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画については、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としており、特定健診や医療給付などのデータを活用して、重症化しないための事業や保健指導を実施してきた。今年度が最終年度であるので、現在その最終評価を行い、課題を明らかにし来年度からの計画の案について検討している。この計画については、次回のこの運営協議会において答申予定としており、各委員には計画案を当日ではなく事前に配布して確認いただきたいと思っている。

2つ目として、県内の国民健康保険税の水準の統一に向けた検討について、平成30年度の国民健康保険運営の都道府県化により、県が財政運営の主体となり、県が、保険給付に必要な費用を各市町村に交付することとしている。市町村は、県が決定した事業費納付金を、主に国民健康保険税を財源として県に納付することとなっている。現在は、市町村ごとの医療費水準の差が県の事業費納付金に反映されており、医療費水準が低いところは、1人当たりの納付金に換算すると低く、医療費水準が高いところは高い。1人当たりの医療費水準が高いことが、国民健康保険税に反映されている。

今後は、都道府県単位で安定的な国保財政運営を確保するため、県内の保険給付を全

市町村で支え合う仕組みとして、各市町村の医療費水準を保険税に反映させない手法による保険税水準統一の検討を国から求められている。

県が今年度中に策定する令和6年度からの次期国保運営方針の中で示されることになっているので、運営協議会へも情報提供していきたいと考えている。

9 諮問

市長から会長に諮問書を手交した。

10 岩本孝彦会長挨拶

物価高騰などの影響により、市民生活は厳しい状況が続いている。

また、インフルエンザウイルスの感染が増加傾向にあるなど、医療機関それから介護施設などにおいては苦勞されていることと思う。

国では次世代型の社会保障制度を構築するため、様々な改革を進め、本日の答申についてもそのようなことになると思う。2025年には、団塊の世代が全て後期高齢者に移り、一方で現役世代の人口は急減するという局面になる。何よりも、被保険者の方々が安心して医療を受けられることが大事と考えている。

本日は先ほど市長から諮問のあった、一関市国民健康保険税条例の一部改正について皆様から忌憚のないご意見をいただきたい。

11 審議内容

(1) 諮問第1号 一関市国民健康保険税条例の一部改正について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 第22条3の第4号において、届出がなくても市がわかれば省略させることができるかとあるが、母子手帳をもらえばわかるということか。届出を必ずしなければいけないのか、それとも届出をしなくてもいいのか。

届出をしなくてもいい場合は、市の方で本人に連絡するなどの確認をしておけばいいのではないかと。できるだけ、簡単にできればいいと思う。

事務局 基本は、届出をいただくことで考えており、母子手帳をもらう際に周知を行いたい。届出がなされなかった場合は、こちらで確認をして、全部わかれば減額を行うということになるが、出産前に届出があれば予定月であらかじめ減額をする。その時期にもよるが、あらかじめその減額した内容で納付書を作成することも可能であり、届出の時期によっては一旦支払った後に還付ということも出てくるかもしれない。

まだ、どういう形で確認するかは決定までしていないが、例えば、出産一時金のデータなどを基に確認できると考えているが、出産した後2か月ぐらい経ってからの把握ということになるので、遅くなるという違いがある。

はっきりは決まっていないが、こちらで全ての情報を把握できた場合は、職権という形で処理できると思っている。その中で確認することができないような事項があれば、届出の勧奨をするものと思っている。

委員 本人が届出する項目がたくさんあるようなので、できるだけ面倒にならないように検討してもらえばと思う。

委員 こういう改正については事前周知が大事なので、できるだけ自ら申請するような方法になればいいと思う。

委員 減額になった場合は、減額になった納付書が新しく来て払うという形になるか、または、還付されるようなことになるということか。

事務局 おっしゃるとおり。例えば、通常だと7月に1年分の納付通知書を送付するが、その後にその届出をした場合は減額した分を再度計算し、その差額については、全額を払っていけば還付ということになる。また、まだ残りの期別が残っていれば月割で減額した後の額を支払う形になる。さらに年度を越した場合は、支払い済みであればその分は還付という形になると見込んでいる。

12 答 申

審議の結果、挙手全員により諮問のとおり承認され、会長から事務局へ答申を行った。

13 担 当 課 市民環境部国保年金課